

川崎市総合福祉センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市総合福祉センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 川崎市総合福祉センター条例施行規則(平成17年川崎市規則第121号。以下「規則」という。)第7条に定めるセンターの施設及び設備の利用許可の申請については、別表第1に掲げるとおりとし、その申請は川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)施設利用受付書(許可証)(第1号様式)を使用する。ただし川崎市公共施設利用予約システム(以下「ふれあいネット」という。)を利用する場合においては、川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱に定めるとおり申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、ホール又は大会議室の利用許可を得た場合には、他の会議室等の申請受付期間を、ホール又は大会議室の申請受付期間とすることができる。

3 センターの施設及び設備の利用許可申請の受付時間は、休館日を除き午前8時30分から午後9時までとする。

4 第1会議室、第2会議室及び第3会議室を除く施設の利用許可については、施設の空き状況に応じて電話による仮予約の受け付けができるものとする。ただしこの仮予約を受け付けた日から3日後の午後5時までに当該施設の施設利用受付書の提出がなされない場合には、この仮予約は無効とする。

5 ホール、大会議室及び和室の利用許可申請については、「ふれあいネット」の市内個人又は市内団体カード登録者を優先として、別に定める川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)施設利用許可申請事務取扱要領に基づき取り扱うものとする。

6 川崎市が主催する催し物、又は公共機関等が主催する社会福祉の増進に寄与する目的の催し物のうち、館長と川崎市が協議のうえ必要と認める催し物については、規則第7条第2項各号に掲げる施設の利用許可申請期間前において、利用許可申請を受け付けることができるものとする。

(利用料金)

第3条 川崎市総合福祉センター条例(平成17年川崎市条例第45号。以下「条例」という。)第9条第3項に定める施設及び設備に関する利用料金の額については、別表第2及び別表第3の1又は別表第3の2に掲げる額を徴収するものとする。

(利用許可の制限)

第4条 条例第12条に定めるところにより、次の各号に該当する場合には利用許可を制限できるものとする。

- (1) 専ら営利を目的とした催し物(学習塾、販売会、商品販売のための説明会、展示会、講習会、講演会等又は不特定多数の者を対象とした募集行為等に該当すると認められる事項)等を行おうとする場合
- (2) 大音響等で他の利用者に迷惑となるような催し物等を行おうとする場合
- (3) その他規則第14条で定めた遵守事項に違反する行為を行おうとする場合であって、館長が必要と認めるもの

- 2 頻回なキャンセルなど、他の利用者の利用の機会を妨げる行為があった場合には利用許可を制限できるものとする。

(利用期間の制限)

第5条 規則第12条に定めるところにより、同一の利用者が1月にセンターの施設等を利用できる回数は、3回を限度とする。

- 2 前項に定めるもののうち、ホールについては、土曜日及び日曜日に利用できる回数は各1回とする。
- 3 川崎市が主催する催し物、又は公共機関等が主催する社会福祉の増進に寄与する目的の催し物のうち、館長と川崎市が協議のうえ必要と認める催し物については、第1項及び第2項に定める1月の利用制限を越えて利用を許可することができるものとする。

(利用時間区分の範囲等)

第6条 条例別表に定める利用許可の時間(以下「利用時間区分」という。)の範囲には、利用にかかる準備及び条例第16条に定める原状回復の時間を含むものとする。

- 2 条例別表に定める施設の利用時間区分のうち、午前と午後及び午後と夜間の間に設けた清掃点検等のための時間は、利用時間区分を連続して利用する場合に限り、それぞれ直前の利用時間区分に含むものとする。
- 3 条例別表の1施設利用料の備考2に定めるホールの利用にかかる増徴する規定利用料は、当該入場料を徴収する催し物を上演する利用時間区分のみ適用するものとする。
- 4 条例別表に定める施設における利用時間区分のうち、あらかじめ利用許可を受けている利用時間区分の直後の利用時間区分等に他に利用する者がなく、センターの管理等に支障がないと認める場合に限り、条例別表の1施設利用料の備考3に定める利用許可の時間を超えて利用をさせることができるものとする。ただし、超過時間が1時間を越える場合にあっては、当該施設の利用時間区分について、利用許可申請を提出させただうえで、その利用を許可し、規定利用料を徴収するものとする。

(施設及び設備の特別利用)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、施設及び設備の利用許可を受けた者が川崎市総合福祉センター(エポックなかはら)特別利用願書(第2号様式)により特別な使用を行う場合には、次の各号に掲げる範囲において、条件をつけて利用させることができるものとする。

(1) ホール等での飲食の条件

- ア 利用許可を受けた者は、ホール等を利用する者に対して、じゅうたん・床・椅子等を汚さないように厳重に注意し、かつ周知徹底を図ること。
- イ 持ち込んだ飲食物の空き箱等のゴミは、利用許可を受けた者が責任をもって持ち帰ること。
- ウ じゅうたん・床・椅子等を汚すなど施設等に損害を生じさせた時は、条例第18条に基づいて、必要な損害を賠償すること。

(2) 物品の販売の条件

- ア 利用許可を受けた者が、その催し物等の利用者等に頒布するものであること。
- イ 会議・講習及び講演会等の教材としての書籍類であること。
- ウ その他、利用許可内容がセンターの管理等に支障がないと館長が認める場合。

(3) ホールを除く施設における入場料を徴収する催し物等の条件

ア 市民の文化と地域福祉の増進に寄与するものであること。

イ 入場料等は、営利を目的とせず、低額なものであること。

(4) 催し物の開催に伴う寄付募集の条件

市民の文化と社会福祉の増進に寄与することを目的としたもので、館長が適当と認める場合。

(5) 所定の場所以外での火気使用の条件

事前に川崎市消防長あて提出した喫煙、裸火使用又は危険物品持込み承認申請書及び、その承認済証の写しを添付し、施設の利用前に火気使用又は危険物持込承認願書（第3号様式）を提出したものであって、かつセンターの管理等に支障がないと館長が認める場合。

(6) 前各号に定めるものの他、条例・規則の定めるところに従い、センターの管理等に支障がないと館長が認める場合。

(設備利用料)

第8条 利用許可を得た設備等機器は、センター側の立会いのもとに当該機器の設置等利用のための準備を始めたときをもって、利用料を算定する起算とするものとする。

2 利用した設備等機器の利用料の算定については、利用設備を確定した後、川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）ホール関係設備利用確認書（第4号様式）又は、川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）会議室等設備利用確認書（第5号様式）により、利用許可を受けた者とセンター側の双方が立ち会いのもとで確認するものとする。

(利用料金の減免)

第9条 センターにおける施設及び設備の利用料金の減免については、別に定める川崎市総合福祉センター利用に関する減免措置取扱要綱により、取扱うものとする。

(利用料金の返還)

第10条 センターにおける施設及び設備の利用料金の返還については、規則第11条第1項各号に定めるとおり、その全部又は一部を返還することができるものとする。

2 要綱第2条第2項の規定により、ホールもしくは大会議室と併せて他の会議室等の利用許可を得たものから、川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）施設等利用中止届（第6号様式）が提出された場合には、規則第11条第1項第6号の規定にかかわらず、それぞれホール又は大会議室の利用料の返還規定に準じるものとする。

(疑義の決定)

第11条 センターにおける指定管理については、条例及び規則、その他の要綱により定めるものの他、その管理運営に関して疑義が生じた場合は、館長と川崎市が協議してこれを決定するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

施設種別	利用目的	申請受付期間	申請受付方法
ホー ル	下記以外の目的で利用する場合	利用する日の属する月の １２月前の初日から使用 日の１４日前まで	別に定める「川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）施設利用許可申請事務取扱要領」に基づき、総合福祉センターの受付窓口にて受け付けるものとする。
第１楽屋			
第２楽屋	リハーサル（練習）目的として利用する場合	利用する日の３月前から １４日前まで	
第３楽屋			
大会議室	すべての目的において	利用する日の６月前から 当日まで	
和室	すべての目的において	利用する日の６月前から 当日まで	
第１会議室	すべての目的において	「川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱」に定めるとおりとする。ただしふれあいネットが利用できない利用日から３日前以降の申請については、総合福祉センターの受付窓口にて当該施設の空き状況に応じて受け付けるものとする。	
第１会議室			
第１会議室			

施設利用料金表 (金額欄 上 : 平日、下 : 休日)

2023年4月1日現在

下表の料金は2023年(令和5年)4月1日ご利用予約分から適用されます。

種 別	定員	利 用 時 間 区 分					
		午 前	午前午後	午 後	午後夜間	夜 間	全 日
ホール (入場料無)	913名	9,770	23,210	13,440	30,550	17,110	40,320
		11,730	27,860	16,130	36,660	20,530	48,390
ホール 1,000円未満		14,650	34,810	20,160	45,820	25,660	60,470
		17,590	41,780	24,190	54,980	30,790	72,570
ホール 1,000円～ 2999円		19,540	46,420	26,880	61,100	34,220	80,640
		23,460	55,720	32,260	73,320	41,060	96,780
ホール 3,000円以上		29,310	69,630	40,320	91,650	51,330	120,960
		35,190	83,580	48,390	109,980	61,590	145,170
第1楽屋 (1階)	30名	500	1,310	810	1,820	1,010	2,320
		610	1,580	970	2,190	1,220	2,800
第2楽屋 (3階)	20名	500	1,310	810	1,820	1,010	2,320
		610	1,580	970	2,190	1,220	2,800
第3楽屋 (3階)	20名	500	1,310	810	1,820	1,010	2,320
		610	1,580	970	2,190	1,220	2,800
大会議室 (武蔵)	180名	6,110	13,230	7,120	15,260	8,140	21,370
		7,330	15,880	8,550	18,320	9,770	25,650
第1会議室 (春日 窓無)	10名	500	1,110	610	1,420	810	1,920
		610	1,340	730	1,700	970	2,310
第2会議室 (祇園 窓有)	10名	500	1,110	610	1,420	810	1,920
		610	1,340	730	1,700	970	2,310
第3会議室 (橘)	60名	2,540	5,590	3,050	6,610	3,560	9,150
		3,050	6,710	3,660	7,930	4,270	10,980
和 室 (神地)	15名	1,010	2,230	1,220	2,640	1,420	3,650
		1,220	2,680	1,460	3,170	1,710	4,390
全室		21,930	50,410	28,480	63,360	34,880	85,290
		26,380	60,550	34,170	76,050	41,880	102,430

設備料金表

別表第3の1(第3条関係)
川崎市総合福祉センター 2025.4.1現在

分類	器具名	単位	利用料	ホール	大会 議室	第1会 議室	第2会 議室	第3会 議室	和室	備考
音 響 設 備	拡声装置 A	1 式	1,520円	○						ホール利用時必須。注1)
	拡声装置 B (有線マイク2本含む)	1 式	1,010円		○			○		注2)
	補助ミキサー A	1 式	1,010円	○						
	補助ミキサー B	1 式	500円	○						
	ダイナミックマイクロフォン	1 本	200円	○						
	コンデンサーマイクロフォン	1 本	610円	○						
	ワイヤレスハンドマイクロフォン	1 本	1,120円	○	○			○		
	ワイヤレスピンマイクロフォン	1 本	1,120円	○	○			○		
	カセットテー プデッキ	1 台	500円	○	○			○		
	D A Tデッキ	1 台	500円	○						
	M Dデッキ	1 台	500円	○						
	C Dデッキ	1 台	500円	○						
	C D・D V Dプレーヤー	1 台	500円		○			○		
	ブルーレイプレーヤー	1 台	500円		○			○		
	ビデオデッキ	1 台	500円		○			○		
	効果装置	1 式	500円	○						
	デジタルオーディオレコーダー ※準備中	1 台	500円							
	ヒアリングループ	1 式	0円	○	○	○	○	○	○	
照 明 設 備	ボーダーライト	1 式	1,010円	○						ホール利用時必須。注3)
	アッパー ホリゾントライト	1 列	1,010円	○						
	ローアー ホリゾントライト	1 列	610円	○						
	サスペンションライト	1 列	2,030円	○						
	フットライト	1 列	400円	○						
	花道フットライト	1 列	200円	○						
	シーリングスポットライト	1 式	2,540円	○						
	フロントサイドスポットライト	1 式	1,420円	○						
	プロセミアムスポットライト	1 式	1,420円	○						
	トーマンタルスポットライト	1 式	1,420円	○						
	5 0 0 wスポットライト	1 台	100円	○						
	1 k wスポットライト	1 台	200円	○						
	1 . 5 k wスポットライト	1 台	300円	○						
	エリプソイダルスポットライト	1 台	300円	○						
	ピンスポットライト	1 台	1,010円	○						
	センタースポットライト	1 台	2,030円	○						
	ストリップライト	1 台	100円	○						
	ミラーボール	1 台	1,010円	○						
	スモークマシン	1 台	1,010円	○						
	箱波	1 台	1,010円	○						
	効果器	1 式	610円	○						
舞 台	演壇	1 式	300円	○	○					
	音響反射板	1 式	3,560円	○						
	司会者台	1 台	200円	○	○			○		
	指揮台	1 台	200円	○						
	指揮者譜面台	1 台	100円	○						
	譜面台	1 台	50円	○						
	譜面灯	1 台	50円	○						
	椅子	1 脚	20円	○						
	コントラバス用椅子	1 脚	50円	○						
	長机	1 脚	100円	○						
	所作台	1 式	4,070円	○						
	花道	1 式	3,050円	○						
	平台	1 台	200円	○						
	箱足	1 個	10円	○						
	開き足	1 個	100円	○						
	松羽目	1 式	1,010円	○						
	竹羽目	1 式	1,010円	○						
	金屏風	1 双	1,010円	○	○			○		
	銀屏風	1 双	1,010円	○						

設備	鳥の子屏風	1 双	1,010円	○						
	紅白幕	1 枚	400円	○						
	浅黄幕	1 枚	400円	○						
	紗幕	1 枚	400円	○						
	リリウム	1 式	2,540円	○						
	リリウム用テープ	1 本	1,420円	○						
	毛氈	1 枚	300円	○						
	長座布団	1 枚	100円	○						
	高座座布団	1 枚	100円	○						
	座布団	1 枚	20円	○						
	上敷	1 枚	100円	○						
	大太鼓	1 式	200円	○						
	ピアノ (グランド)	1 台	5,090円	○						
	ピアノ (アップライト)	1 台	2,030円		○					
	エレクトーン	1 台	2,030円		○					
	迫り	1 式	1,010円	○						
シャワー設備	1 室	500円	○							
能舞台	1 式	5,090円	○							
ドライアイスマシン	1 式	2,030円	○							
映像・情報設備	OHP用スクリーン (移動式)	1 張	300円	○						1.8m×1.8m
	映画用スクリーン (常設)	1 式	1,010円	○						12m×5m(500インチ)
	大型スクリーン (常設)	1 式	500円		○					16:10/4:3 200インチ
	中型スクリーン (常設)	1 式	300円		○			○		4:3 100インチ 注7)
	移動式スクリーン	1 張	300円		○	○	○	○	○	4:3 100インチ 注6)
	16ミリ映写機 (固定式)	1 式	1,620円	○						映写室据置
	プロジェクター	1 式	1,010円	○	○	○	○	○	○	注5)
	プロジェクター(移動式)	1 式	1,010円	○	○	○	○	○	○	注5)
	プロジェクター (小型)	1 式	500円		○	○	○	○	○	
	50インチディスプレイ	1 式	1,010円		○	○	○	○		注6)、注8)
	3階ホールモニター	1 式	0円	○						
	4階ホールモニター	1 式	0円	○						
	パソコン (ノートブック)	1 台	1,010円	○	○	○	○	○	○	注6)
	パソコン (タワー P C) ※準備中	1 台	1,010円	○						注6)、注9)
	インターネット接続 (有線)	1 式	0円	○	○	○	○	○	○	
	HUB (P o E)	1 式	500円	○	○	○	○	○	○	
HUB	1 式	300円		○	○	○	○	○		
W i - F i アクセスポイント	1 式	1,010円	○	○	○	○	○	○		
部屋間LAN接続	1 式	2,030円		○	○	○	○	○	大会議室と他2室接続	
ライブ配信・録画セット ※準備中	1 式	3,360円	○						注9)	
持込電気器具	1 kw	100円	○	○	○	○	○	○	注4)	
その他	下記の設備のご利用については、当館受付までお問い合わせください。 ヒアリングループ (磁気ループ) システム、OHP、スライド映写機、16ミリ映写機 (小型移動用) ピンスポットライト (大会議室)、各種変換ケーブル									

- 注3) ボーダーライト(作業灯)は、ホールの管理・運営上、「準備」、「仕込み」、「リハーサル」、「本番」等、使用する形態(内容)にかかわらず、必ず必要になります。
- 注4) 持込電気器具は、電力消費量を1kw(キロワット)あたり100円とし、合計量を積算した金額をお支払いいただきます。
なお、1kw未満の数量は切り上げて計算させていただきます。例えば、持込電気器具の合計した電気消費量が1.1kwなら2kwとし200円、2.2kwなら3kwとし300円となります。
- 注5) プロジェクターとお持ち込みの機器(パソコンなど)との接続については、ご予約時にご確認ください。プロジェクター(小型)の大会議室、第3会議室での利用は、2台目のプロジェクターとしてのみご利用いただけます。
- 注6) 在庫は1台のみのため、複数の場所で同時にご利用いただくことはできません。ご予約は先着順になります。
ホール用のPoE HUB、アクセスポイント、タワーPCは会議室用とは別のホール専用品で、2022年3月末まで無料です。
- 注7) 大会議室の中型スクリーンは、部屋の中央ではなく右側に設置されているサブスクリーンです。
- 注8) 大会議室以外でご利用の場合は、前日までにお申し込みください。
- 注9) タワーPC、ライブ配信・録画セットはただいま準備中です。